

令和6年第2回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和6年2月28日(水)
- 2 招集場所 市役所3階 議会図書室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 林 幹字
委員 小野 聡子 委員 高田 彩
委員 大井 知教
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 中野 裕夫
次長兼教育総務課長 麦嶋 潔
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 武田 健市
参事兼教育総務課長補佐 我妻 朋学
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐藤 良彦
- 8 開会の時刻 午後5時40分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 (1) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和5年度報告第2号 多賀城市一般会計補正予算(第8号)に対する意見)
(2) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和6年度報告第3号 多賀城市一般会計予算に対する意見)
(3) 臨時代理事務 臨時代理の報告について(議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見(令和5年度山王小学校校舎増築工事))
(4) 議案第3号 多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和6年第1回定例会及び令和6年第1回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会等の議事録について承認を求めますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

教育長

よろしいですか。それでは、異議がないものと認め、前回定例会等の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、高田委員、大井委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いします。教育部長。

教育部長

それでは、諸般の報告をさせていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

令和6年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

はじめに、教育総務課関係ですが、1月30日、「二市三町教育長会議」が松島町役場で開催され、教育長が出席いたしました。

2月7日、「令和5年度多賀城市教育功績者等表彰式」を市役所で開催し、個人36名と7団体の方々に表彰状を授与いたしました。

同日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

2月6日から3月7日まで31日間の会期日程で、「令和6年第1回多賀城市議会定例会」が開催されております。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします、「工事請負変更契約の締結について（令和5年度山王小学校校舎増築工事）」、「令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）」及び「令和6年度多賀城市一般会計予算」について、本会議及び予算特別委員会で審議されております。

一般質問は、2月16日及び19日に行われ、教育委員会関係は2名から2件の質問が通告されました。回答要旨は別紙のとおりであります。

2月8日、「令和5年度仙台管内教育委員会協議会研修会」が大衡村で開催され、教育長、小野委員、大井委員が出席いたしました。

2月9日、「令和5年度第1回総合教育会議」が開催され、教育長及び教育委員が出席いたしました。終了後、第1回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案の通り可決しました。

続いて、生涯学習課関係です。2月7日、「令和5年度多賀城市青少年善行者表彰式」を市役所で開催し、個人4名の方々に表彰状を授与いたしました。

2月10日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「第19回ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内小中学校の代表者が「未来のゆめ」について発表いたしました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等につきましては、2ページから5ページにかけて掲載しております別表のとおりでございます。

最後に、文化財課関係ですが、2月17日、「よみがえった古代のボードゲーム かりうちで遊ぼう」が史遊館で開催され、12名が参加いたしました。

5ページをお願いいたします。下段でございます。令和6年2月28日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい。」の声あり）

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見）

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、「臨時代理事務報告第2号 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見）」を議題といたします。内容につきましては、各課長等から説明をいたします。次長。

次長

それでは、説明させていただきますので、議案資料の7ページをお願いします。

臨時代理事務報告第2号「臨時代理の報告について」ご説明いたします。9ページをお開きください。

これは、令和6年1月24日付けで、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

左側の8ページにあります臨時代理書のとおり、令和6年1月24日付けで異議ない旨、回答しております。

それでは、教育委員会所管に係る内容をご説明いたします。臨時代理事務報告第2号関係資料をご用意願います。はじめに、2ページ、3ページをお願いします。

こちらは、歳入予算に係る補正額の総括表です。右下の太枠で囲まれた欄にありますとおり、市一般会計全体で、補正額が3億7,819万6千円となっております。うち、教育委員会所管につきましては、当該総括表の中では、具体的に可視化されておりませんが、3ページ上段の15款1項国庫負担金、及び2項国庫補助金、17款2項財産売払収入、21款4項受託事業収入並びに22款市債で増額又は減額の補正予算を計上させていただいております。詳細につきましては、後ほどご説明いたします。次のページをお願いします。

こちらが、歳出予算に係る補正額の総括表です。5ページ右下の太枠で囲まれた欄にありますとおり、市一般会計全体で、歳入の補正額と同様に、総額で3億7,819万6千円の増額補正となっております。

そのうち、教育委員会所管分につきましては、5ページにありますとおり、10款教育費で、4,186万9千円の減額となっております。

なお、組織名で申し上げますと、教育総務課、生涯学習課及び文化財課など、各課で補正額が生じております。

主な特徴としましては、各種事業の進捗に基づく事業費の精査又は確定による減額や国の補助事業の採択による増額であります。

なお、新たなものにつきましては、学校給食センター運営事業で令和6年度事業として予定しておりました厨房室内の空調設備更新工事について、文部科学省からの通知により令和5年度事業としての実施が可能となったことから、工事費の増額補正を行うものです。

また、指定管理施設において、電気料金等の値上げに伴い、光熱水費に不足が見込まれることから、指定管理料の増額補正を行うものです。詳細については、後ほどご説明いたします。6ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正ですが、これは、市の予算は、単年度主義となっております。令和5年度に実施予定であった事業について、やむを得ない事由により、翌年度に繰り越して実施する場合、繰越明許の設定をし、議会にかけることとなっているものです。

2月補正予算では、表の下段、10款教育費4項社会教育費の「特別史跡多賀城跡復元整備事業」及び5項保健体育費の「学校給食センター運営事業」で、それぞれ繰越明許費を設定するもので、詳細については、各担当から歳出予算の中でご説明いたします。

次のページ、第3表の債務負担行為補正については、この資料の最後のページにあります「令和5年度債務負担行為補正内訳表」で後ほどご説明いたします。

それでは、12ページをお願いいたします。ここから25ページにかけて、歳入補正の詳細について事項別明細書として整理しておりますが、太枠で囲んだものが、教育委員会所管に係るものです。

包括して申し上げますと、国から補助を受けて実施している山王小学校校舎の増改築工事や景観ガイダンス施設建築工事において、県のヒアリング等を踏まえて事業費の精査を行い、補助額が確定したことによる減額及び増額や、保護者からの給食費の徴収金について、本年度の事業費等が確定したことに伴い減額するもの、その他、先ほどもご説明した学校給食センターの空調設備更新工事において、令和6年度で予定した事業が令和5年度に前倒しで補助事業の採択を受けたことに伴う補助金を歳入予算として計上するものです。

なお、ただ今申し上げましたことに関しては、歳出予算の説明の中で、ご理解いただける内容となりますので、一つひとつの説明については、割愛させていただきます。それでは、26、27ページをお願いいたします。

これは、歳出予算の事項別明細となります。

27ページ下段、2項1目 小学校の学校管理費で、9,293万5千円の減額補正です。

説明欄 学校環境整備事業〔山王小学校〕は、山王小学校の仮設校舎借上料の減額で、契約金額の確定に伴う事業費の精査により、減額補正を行うとともに、国庫補助金の交付決定により財源の組み替えを併せて行うものです。

生涯学習課長

続きまして、4項3目 公民館費で44万円の増額補正です。

説明欄 山王地区公民館管理運営事業は、山王地区公民館のテニスコートの照明設備の一部が点灯せず、修繕が必要であることから、その費用について補正するものでございます。次のページをお願いします。

文化財課長

次に29ページでございます。4目 文化財保護費で9,138万2千円の増額補正を行うものです。

このうち、説明欄1 特別史跡多賀城跡復元整備事業の補正について、主なものとしまして、14節工事請負費の補正予算の計上となりますが、特別史跡多賀城南門等復元工事の1億147万8千円につきましても、築地塀及び地形修復工事の進捗に合わせて、文化庁の補助金が追加交付されたことに伴い増額補正するものでございます。

また、景観ガイダンス施設建築工事の753万1千円の減額につきましても、国土交通省の補助事業採択額の精査に合わせて減額するものです。

ここで、恐れ入りますが、繰越明許費についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。表の下から2番目の10款4項の特別史跡多賀城跡復元整備事業でございますが、一部令和5年度内での完了が見込めないことから、事業費1億8,356万7千円を繰り越すものです。

繰越明許費の内訳につきましても、築地塀の復元工事及びガイダンス施設建設工事等でございます。築地塀の復元工事につきましても、1億147万8千円の繰越明許費を設定するものです。こちらは、追加で認められた工事のうち、築地塀への瓦葺きの作業に不測の日数を要することが明らかとなりまして、年度内の工事完了が見込めなくなったことから、追加交付された事業費を全額繰越すものです。

また、南門等復元工事に関する記録映像制作業務につきましても、築地塀の復元工事等の繰り越しに伴いまして、年度内の事業完了が見込めないことから、令和5年度の制作業務に係る事業費885万円の繰越明許費を設定するものです。

一方、ガイドンス施設につきましても、前払い金を除いた事業費、7,323万9千円の繰越明許費を設定するものです。こちらは、関係機関との協議及び許認可に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めなくなったものでございます。

これら3つの工事等の完了は、いずれも令和6年6月末を見込んでおります。続きまして、再度21ページにお戻りください。

6目 埋蔵文化財調査センター費で3,529万4千円の減額補正でございます。説明欄1 出土品等整理保存事業で171万1千円の減額補正は、令和5年第3回市議会定例会において債務負担行為の変更について承認をいただいております、木製品の保存処理機器であるPEG含浸装置の借上期間変更に伴い、今年必要としていた借上に要する費用を減額するものです。

なお、本事業の減額を債務負担行為の変更に合わせて行うのではなく、今回の補正予算で計上することとなった理由につきましては、同じ補助メニューの中で個人住宅建設に伴う発掘調査を実施しているのですが、その申込件数が、令和5年10月時点では未だ不確かであった状況等から勘案し、既採択額を年度内で有効に活用できるよう宮城県とも協議して、令和5年度発掘の現地調査完了を待って補正予算の計上したものでございます。

次に、説明欄2 埋蔵文化財調査事業で3,358万3千円の減額を行うものです。この事業に関しては、主に個人住宅建設に伴い実施する国庫補助事業、開発行為に伴い実施する受託事業、公共事業が原因となり実施する単独事業の、予算措置としては、この3種類の発掘調査事業より構成されております。

主な減額理由は、国庫補助事業にあつては補助採択額に応じた事業費の減額、受託事業にあつては調査面積の減少に伴う調査費用の減額などによる執行残を減額するものですが、なかでも、受託事業につきましては、当初約1万1,000㎡の発掘調査面積を予定しておりましたが、試掘調査等の結果、発掘調査を要しない範囲が生じたことや、事業者との協議により発掘調査に至らない箇所が発生するなど、調査面積が当初計画の2割程度に圧縮されたことが大きな要因でございます。

生涯学習課長

続きまして、ページを捲っていただきまして、30、31ページをお願いいたします。5項1目 保健体育総務費で520万円の増額補正をするものです。説明欄1 社会体育施設等管理運営事業は、電気代や燃料代等の光熱費に不足が見込まれることから、指定管理料の増額補正をさせていただくものです。また、併せて、新市町村振興宝くじ市町村交付金などが交付されることから、財源の組み替えを行うものです。

次長

続いて、2目 学校給食管理費で337万4千円の増額補正です。説明欄

1 学校給食センター運営事業の1,120万3千円の増額は、令和6年度事業として予定しておりました厨房室内コンテナ配送室の空調設備更新工事について、文部科学省からの通知により令和5年度事業として実施することが可能となったことから、当該工事に要する経費を増額補正するものです。

ここで、繰越明許費について御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

表の1番下 10款 教育費 5項 保健体育費「学校給食センター運営事業」で、1,604万3千円の繰越明許費を設定するものです。

これは、ただいまご説明いたしました空調設備工事について、受注生産となる設備機器の納入に時間を要することから、事業費全額の1,120万3千円を繰り越しするとともに、令和5年度当初予算で計上し、現在、施工業者と契約締結が完了している厨房室内洗浄室、煮炊室の空調設備更新工事について、世界的な半導体不足の影響により交換する設備機器の納入に時間を要したことから、年度内に業務を完了することが見込めなくなったため、工事費484万円を繰り越しするもので、これら2つの空調設備更新工事の事業費の合計1,604万3千円について繰越明許費を設定するものです。

事業の完了は、コンテナ配送室系統の空調設備更新工事が令和6年9月末、洗浄室、煮炊室系統の空調設備工事が令和6年5月末を予定しております。

31ページにお戻りください。

続いて、説明欄2 学校給食調理事業で782万9千円の減額補正です。

12節委託料で、上段の「調理等業務委託料」は、契約額の確定に伴う事業費の精査により減額補正をするものです。下段の「食材発注業務委託料」は、各学校における給食提供回数の実績見込みに併せて予算の減額補正をするものです。7ページをお願いします。第3表 債務負担行為補正となります。

これは令和6年度当初からの業務開始に必要となる令和5年度中における契約等の事務処理を行うため、債務負担行為を設定させていただくものですが、昨年12月定例会における一般会計補正予算第6号でご承認いただいたもののほか、新たに設定が必要となった事項について追加することとし、限度額の変更を行うものです。

第3表に記載の各事項の業務の期間及び限度額並びに変更後の期間及び限度額はそれぞれ記載のとおりですが、その内訳などの詳細につきましては、この資料の最後、33ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

はじめに、33ページ上段、変更の表の1行目、「建物等機械警備業務委託」ですが、これは、令和5年度に工事を実施している山王小学校増築校舎分の機

械警備を増設したことによる保障業務の増額に伴うもので、令和6年度当初から業務をスタートさせるべく、あらかじめ令和5年度中に契約準備を進めるため、令和6年度から令和8年度までの3年間で、72万6千円を限度として設定するものです。

次にその下、業務支援システム借上料で、これは、平成31年度に借り上げた多賀城小学校等のパソコン教室用のコンピュータ端末やネットワーク機器等が令和6年11月に借上期間満了を迎えることから、機器と併せて導入した教職員用のデジタル教科書を、GIGAスクールで整備したタブレット端末で引き続き使用するための更新に伴うものであり、他の小中学校と同じ令和8年8月までの554万4千円を限度として設定するものでございます。

次にその下、各種保守点検業務委託で、先ほどご説明いたしました平成31年度のパソコン教室整備で借り上げたネットワーク機器のうち、無線アクセスポイントを現在職員室のGIGAスクール用無線機器として転用し使用している小学校において、令和6年度以降も引き続き使用するための保守業務を委託するものであり、令和7年度末までの585万8千円を限度として設定するものです。

次にその下、各小中学校ICT支援員業務委託で、これは、令和5年度に引き続き各小中学校にICT支援員を配置するもので、令和6年度当初から業務をスタートさせるため、あらかじめ令和5年度中に契約準備を進めるため、限度額を1,964万2千円とする債務負担行為を設定するものです。

次にその下、各小中学校Next GIGAスクール企画立案支援業務委託で、令和7年度末に更新時期を迎えるGIGAスクール用のタブレット端末及びネットワーク機器、並びに令和8年度に更新時期を迎える教職員の校務支援システム用の端末及びネットワーク機器について、国の校務DXや教育データ利活用ロードマップ等の構想を見据えた更新準備を行うために、学校ICTに知見を持つ民間事業者の技術的支援を受けながら、多賀城市の次期GIGAスクール運営に必要な整備計画等の企画立案支援業務を委託するものであり、令和6年度当初から業務をスタートさせるべく、令和5年度中に契約準備を進めるため、限度額を422万4千円とする債務負担行為を設定するものです。

以上で、臨時代理事務報告第2号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑ございませんでしょうか。小野委員。

小野委員

給食の実績の関係ですが、回数が減ったのだと思うのですが、どのような理由からだったのでしょうか。

次長

回数が減ったと言いますか、今回の補正予算は、年間の喫食実施回数の上限である183回に児童数を掛けて、計画値として当初予算を計上しているのですが、学校の行事ですとか、インフルエンザ等で実際は休みとなって、給食提供回数が実際の計画値より減りますので、喫食数が減っていく訳ですが、この3月末で決算を迎えるに当たり、だいたい実績数の見込みが立ちましたので、この見込値に合わせて今回減額補正をするということです。

小野委員

最初の予算では、最大限を見込んでいるということですね。分かりました。実績というのは、減りますから、今回減額補正となったということですね。

教育長

その他、何か質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり。)

教育長

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第2号について承認いたします。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和6年度多賀城市一 報告第3号 一般会計予算に対する意見）

教育長

次に、「臨時代理事務報告第3号 臨時代理の報告について（令和6年度多賀城市一般会計予算に対する意見）」を議題といたします。内容につきましては、各課長等から説明をいたします。次長。

次長

11ページをお願いします。

臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について」ですが、13ページをお願いします。

これは、令和6年1月24日付けで、市長から法の規定に基づき、令和6年度多賀城市一般会計予算の調製について意見を求められましたことから、臨

時代理により回答したので報告するものです。

左側12ページをお願いします。こちらの臨時代理書にありますとおり、令和6年1月24日付けで異議ない旨、回答しております。それでは、内容をご説明いたします。臨時代理事務報告第3号関係資料-1をご用意願います。

はじめに、1ページをお願いします。第1条をご覧ください。ここでは、市の一般会計の歳入歳出予算の総額を定めており、予算総額は、歳入歳出それぞれ269億7千万円となります。この予算規模は、前年度とほぼ同額となるものです。4、5ページをお願いします。こちらは、歳出予算の総括表です。

5ページ上段の10款教育費の欄をご覧ください。教育費の歳出予算の総額は、46億5,960万6千円となります。従いまして、右下太枠で囲まれた市の歳出予算の総額269億7千万円の17.3%を占める割合となります。

なお、令和5年度教育費歳出予算は、41億57万1千円でしたので、前年度比較で、5億5,903万5千円の増、率にしまして、13.6%の増となっております。このことは、山王小学校の長寿命化改良工事の校舎改修が開始されることに伴い、10億6,729万5千円の事業費が増額したことが要因となっております。

それでは、教育委員会所管に係る事業のうち、第6次総合計画に掲げる重点テーマの達成に大きく寄与する事業で、かつ、市議会で説明した特に注力すべき事業について、説明させていただきます。臨時代理事務報告第3号関係資料-2、第6次多賀城市総合計画実施計画と書かれた資料をご用意願います。

それでは、事案ごとに関係課長等から説明させていただきます。

学校教育監

それでは、歳出予算の主なものについてご説明します。はじめに、5ページをお願いします。

教育総務課の「学校教育支援事業（小学校）」は、市内小学校に配置する特別支援教育支援員や学習指導支援員等の会計年度任用職員報酬、職員手当等、共済費及び旅費等のほか、医療的ケア児に対応するための看護師派遣業務委託料、特別支援教育支援システムの導入によるパソコン等借上料に係る経費が主なもので、9,158万7千円でございます。

事業の詳細をご説明します。

上段の「事務事業の開始背景、概要」の欄をご覧ください。

下から2行目にありますとおり、令和6年度から「教育支援員活用事業〔小学校〕」を「学校教育支援事業〔小学校〕」に変更しています。

中段の意図及び手段の欄をご覧ください。意図は、「各種支援員等の活用により、一人一人の特性に応じたきめ細かい学習支援を行うことにより、充実し

た学校生活をおくることができている」としてしています。

手段ですが、令和6年度においては、特別支援教育支援員をはじめとする各種支援員の継続的な配置に加え、新たに、医療的ケアを必要とする児童に対応する看護師の配置、また、特別支援教育支援システムの導入及び本システムを活用した個別支援計画の作成等を実施してまいります。

なお、理科支援員の配置に係る費用については、理科教育設備整備費等補助金が、医療的ケアを必要とする児童に対応する看護師配置等の費用については教育支援体制整備事業費補助金が措置されます。

次の6ページをお願いします。

教育総務課の「学校教育支援事業（中学校）」は、市内中学校に配置する特別支援教育支援員や部活動指導員等の会計年度任用職員に係る報酬、職員手当等、共済費及び旅費等のほか、特別支援教育支援システムの導入によるパソコン等借上料に係る経費が主なもので、2,799万4千円の計上でございます。事業の詳細ですが、上段の「事務事業の開始背景、概要」の欄をご覧ください。

こちらにつきましても、令和6年度から「教育支援員活用事業〔中学校〕」を「学校教育支援事業〔中学校〕」に変更しております。

中段の意図及び手段の欄をご覧ください。意図は、「各種支援員等の活用により、一人一人の特性に応じたきめ細かい学習支援を行うことにより、充実した学校生活を送ることができています」としてしています。

手段ですが、令和6年度においては、特別支援教育支援員等の継続的な配置に加え、新たに、特別支援教育支援システムの導入及び本システムを活用した個別支援計画の作成等を実施してまいります。

なお、部活動指導員の配置に係る費用については、地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金が措置されます。

次長

次に、9ページをお願いします。学校給食センターの「学校給食センター運営事業」で、学校給食に係る設備器具等の健全化を図りながら、適正な状態に維持管理し、安心・安全な学校給食を提供していくための経費です。

中段の意図及び手段の欄をご覧ください。意図は、「学校給食に係る施設・設備が維持管理されることによって、安心・安全な給食が提供されています。」としてしています。

手段ですが、令和6年度は、例年どおりの取組に加えて、調理場も含めた施設内の照明設備をLED化する工事を実施します。当該工事については、計画的に更新することとしており、令和6年度は、洗浄室や事務室等のLED化改修工事を行う予定です。財源については充当率90%の「脱炭素化推進事業

債」と「ふるさと多賀城応援基金繰入金」となります。

次のページをお願いします。

教育総務課の「学校環境整備事業（山王小学校）」は、令和4年度から令和8年度にかけて行う山王小学校の施設整備に要する事業で、令和6年度は主に既設校舎の老朽化対策として実施する長寿命化改良工事に係る関連経費の計上をしており、主なものは、既設校舎の長寿命化改良工事に係る工事請負費で、10億901万円、仮設校舎借上料で3,388万5,000円の計上です。事業の詳細ですが、中段の意図及び手段の欄をご覧ください。

意図は、「教育環境を適切に維持管理することにより、子どもたちが安心して楽しく、快適に学ぶことのできる環境が保たれ、心豊かに学び、育つことができます」です。

手段ですが、令和6年度の主な内容は、先ほど申し上げましたとおり、経年劣化に伴い改修が必要な既設校舎の長寿命化改良工事を行うもので、財源は、長寿命化改良工事関係が学校施設環境改善交付金で補助率が三分の一、学校施設整備事業債として、補助裏の90%に有利起債を、単独債としては75%の起債を充て、その他はふるさと基金繰入金となります。

なお、現在工事を行っている増築校舎には、この春から入学する1年生の児童が入り、新しい教室で授業を受ける予定です。

次に、12ページをお願いします。

教育総務課の「学校ICT整備事業（小学校）」ですが、これは、国のGIGAスクール構想に基づき、児童及び教員用のパソコン及び学習支援ソフト等の借上げ、ネットワーク設備の保守点検並びにICT支援員の配置等によりICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践に取り組む事業に係る経費を計上しています。

なお、令和6年度は、現在のGIGAスクール構想の次のステージ、「Next GIGA」に向けた学校ICT環境の更新計画の検討を進めることとしており、そのための経費として小学校費においてNext GIGAスクール企画立案支援業務委託料253万5千円を計上しています。

事業の詳細は、次の「学校ICT整備事業（中学校）」と併せて説明します。

次に、右の13ページ「学校ICT整備事業（中学校）」ですが、先ほど、小学校費でご説明いたしましたとおり、国のGIGAスクール構想に基づき整備した生徒及び教員用のパソコン及び学習支援ソフト等の借上げ、ネットワーク設備の保守点検、並びにICT支援員の配置等によりICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実践に取り組む事業に係る経費を計上しています。

また、先ほど小学校費の方でも触れましたが、令和6年度は現在のGIGAスクール構想の次のステージ「Next GIGA」に向けた学校ICT環境

の更新計画の検討を進めることとしており、そのための経費として、中学校費においても、N e x t G I G Aスクール企画立案支援業務委託料169万円を計上しています。

事業の詳細ですが、左側の12ページをご覧ください。

まず、「学校ICT整備事業（小学校）」ですが、中段の意図及び手段の欄をご覧ください。

意図は、「ICTを活用して、児童が情報化社会に主体的に取り組む教育環境が整うことにより、子どもたちが、地域社会で豊かに生きるための学びを得て、夢や希望を持つことができます」としています。

手段ですが、令和6年度の主な内容は、各種システム、端末、ネットワーク機器等の保守管理や教育クラウドアプリケーションの活用、教職員研修の実施やICT支援員の継続配置を今年度に引き続き行うほか、国のGIGAスクール構想に基づき整備した機器等の更新を令和8年2月に控えていることから、国の考える校務DXを加味したN e x t G I G Aスクール構想に基づく学習用端末機器及びネットワーク設備等の更新計画の検討を行います。

次に右側13ページをお願いいたします。「学校ICT整備事業（中学校）」も、意図及び手段等については、只今ご説明いたしました「学校ICT整備事業（小学校）」と同様でございます。中学校においても、小学校と同様に国のGIGAスクール構想に基づき整備した機器等の更新を令和8年2月に控えていることから、小学校と併せて、次のフェーズに向けた学習用端末機器等の更新計画の検討を行ってまいります。

生涯学習課長

次に、14ページをお願いします。

生涯学習課の「令和の万葉大茶会交流事業」は、大会を実施するため設立される実行委員会に対し交付する補助金が主なもので、511万1千円の計上でございます。事業の詳細ですが、上段左側、「事務事業の開始背景、概要」の欄をご覧ください。

この事業は、新元号である「令和」の典拠となった万葉集の「梅花の宴」を茶会形式で再現する取り組みで、万葉集の編者である大伴家持が赴任した地域など、ゆかりがある地で開催しているものです。

右側、「事務事業の全体計画」の欄にもありますが、本市では、多賀城創建1300年を迎えた令和6年に実施するものです。

中段の意図・手段の欄をご覧ください。

この大会を開催することで、歴史文化をとおした人々の交流が生まれ、多賀城らしい魅力を創り、発信することで、本市固有の歴史文化を次世代に引き継ぐことを意図としております。

手段の欄の下段に記載しておりますが、多賀城大会では、梅花の宴の再現、茶会、万葉故地巡り、式典、基調講演などの実施を計画しております。大会では、市民団体が中心となって設立する実行委員会による企画・運営となりますので、実行委員会に対し、補助金を交付し、また、実行委員会事務局として、支援することで、事業を行うものです。

財源は、市町村総合補助金で補助率は二分の一となります。

文化財課長

次の15ページをお願いします。

文化財課の「特別史跡多賀城跡復元整備事業」は、文化庁補助金を活用して復元工事等を進めている多賀城南門周辺地形修復・築地塀復元工事及び国土交通省補助金を活用して新築工事を進めているガイダンス施設建築工事に係る経費です。

事業の詳細ですが、中段の意図及び手段の欄をご覧ください。

意図は、「多賀城南門等が復元されることにより、多賀城ならではの個性となり、人々の交流が促され、市民の誇りの拠り所と多賀城らしい魅力の発信拠点となっています」としています。

手段として令和6年度は、年度内の完成に向けて、令和5年度の繰越事業を含めた南門周辺地形修復及び築地塀復元工事、それと（仮称）ガイダンス施設建設工事を実施いたします。

なお、（仮称）ガイダンス施設建設工事は、令和5年度及び令和6年度の2か年の事業となっており、現在、鉄骨建て方工事が完了し屋根工事及び床の工事を行っております。

財源は、南門周辺地形修復・築地塀復元工事は文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業補助金で補助率が二分の一となります。

（仮称）ガイダンス施設建設工事は国土交通省の社会資本整備総合交付金、補助率はこちらも二分の一ですが、これを活用し、その他は起債や基金繰入金などとなっております。

次長

以上が実施計画事業の主なものですが、この他、次年度の教育委員会における予算の中で、市議会第1回定例会で説明したおもな事業について、ご説明いたします。

臨時代理事務報告第3号関係資料の－1「教育委員会所管一般会計予算書」をご用意ください。48、49ページをお願いします。

10款2項小学校費で表の上段、教育総務課の説明欄4「就学援助事業（小学校）」は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して学用品費や

学校給食費等の就学援助を行うもので、19節扶助費、2,575万7千円の計上でございます。

なお、令和6年度から、認定基準の見直しを行い、対象世帯の拡大を図ることとしています。

就学援助の認定は、「世帯所得額」と、「認定基準額」を比較し、「世帯所得額」が「認定基準額」を下回る場合に対象となりますが、令和6年度からは、認定乗率をこれまでの「1.0」から「1.3」に引き上げることで「認定基準額」を引き上げ、対象世帯を拡大するものです。これにより、本市の就学援助の給付水準は、県内では上位グループに位置付けられることとなります。

なお、この見直しによる新たな対象世帯は、小学校で約10世帯の増、予算額にして約135万円の増を見込んでおります。

次に、54、55ページをお願いします。

10款3項中学校費で表の下段、教育総務課の説明欄5「就学援助事業（（中学校）」は、経済的な理由により就学困難な生徒の保護者に対して学用品費や学校給食費等の就学援助を行うもので、19節扶助費、2,852万5千円の計上でございます。

なお、先に「就学援助事業 [小学校]」で説明したとおり、令和6年度から、認定基準の見直しを行い、対象世帯の拡大を図ることとしています。

この見直しにより、新たに対象となる世帯は、中学校で約5世帯の増、予算額にして約93万円の増を見込んでおります

文化財課長

次に、62、63ページをお願いします。

10款4項社会教育費で表の下段文化財課の説明欄1「文化財保護管理事業」につきましては、文化財を適正に保存・管理することにより、後世にその価値が引き継がれることを意図して、主に指定文化財内の除草業務委託や松くい虫被害対策樹幹注入業務委託、特別史跡内にあります公衆便所清掃業務委託等、史跡内の維持管理等を実施しているものです。

令和6年度は、前年度予算と比較しますと、811万5千円の増額となっております。次の65ページをご覧ください。

上段に14節の工事請負費466万8千円を計上しておりますが、これは、多賀城跡管理事務所脇改修工事で、管理事務所の脇にある公衆便所の洋式化を行うもので、和式の便器を全て洋式化することにより、利用者の利便性の向上を図るものです。

財源につきましては、事業費のほとんどが一般財源でございますが、史跡内にある国有財産の管理につきましては、補助率五分の四の文化庁指定文化財管理費補助金、松くい虫防除事業につきましては、補助率二分の一の宮城県市

町村振興総合補助金を活用しています。

以上で、臨時代理事務報告第3号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑ございませんでしょうか。大井委員。

大井委員

一つは、第六次多賀城市総合計画実施計画の小学校教育支援事業（小学校）の中で、次年度から医療的ケアを必要とする児童に対応する看護師の配置というものがあるのですが、これは4月から1年生になるからということですか。

学校教育監

プライバシーの関係で詳細は答えられませんが、小学校に入学するということです。

大井委員

そうすると、個別に看護師が就くという形で、訪問看護師なり、在宅看護師が就くということですか。

学校教育監

はいそうです。

大井委員

分かりました。もう一点ですが、ICT化するに当たってパソコンを千何百台借りると。千何百人分ですか。七千七百万円くらい、一人当たり年間4万円くらいですが、これというのは、リースとして妥当な額なのですか。

次長

端末の台数としては、児童生徒数と教員の数を含めて約五千五百台ということになりますが、いわゆる一人一台端末を用意して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進していくという、国のGIGAスクール構想に基づいて整備しているものです。現行、令和3年度から3年目に入りまして、もう既に使っている。学校の現場でも使っておりますし、自宅への持ち帰り学習にも使っていただいています。非常に有効に使っていただいているということで、台数にしても一人一台端末ということで必要な台数、それに、子どもたちです

ので落としてしまったり、故障したりということもありますので、そこに予備端末の分もきちんと含めて整備しているところがございます。

財源といたしましては、必要な台数の三分の二について、現行フェーズのものは一台当たり4万円を限度として補助金の交付を受けています。先ほどNext GIGAというお話をしましたが、現在、国の方では更新に係る国庫補助金を用意しておりまして、そちらの方で4.5万円に引き上げるということで、財源措置をきちっとしていただいた上で継続していくという計画になっています。

教育長

その他、質疑ございませんでしょうか。小野委員。

小野委員

Next GIGAの更新計画は、基本的に今と同じOSの端末で進めていく考えですかということと、県全体で同じような端末を購入した方が安くなるというような、いろいろな話が耳に入ってくるのですが、方向性がもし決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

次長

今はリースで借り上げているのですが、それが令和8年2月末までの借上げ期間となっております。その借り上げた端末について、多賀城市においては、譲渡を受けることになっておりますので、まだ使えるようでしたらそのタイミングで入替ということではなくて、もう少し使っていくということもあるのです。

そもそもGIGA端末というのはタブレットですので、内臓のバッテリーは5年くらいが標準的なのですね。ただ経年劣化で、子どもたちが毎日使っていることもあり、壊れていくということもありますし、いずれ更新をしなければならぬということは避けられないところです。

委員がおっしゃったように共同調達で対応することによって、スケールメリットで安く調達できるということも考えられるのですが、同じOSで行くのかということにも関わるのですけれども、次のGIGA端末を導入するに当たって同じものでいいのか、それとも違う使い方にしていくのか、学校で今のフェーズ、ファーストGIGAと言ったりしているのですが、最初に導入されたICT環境をまず使っていただき、学校の方が使っていく中で「もっとこういう端末だったら良いのに」とか、「もっとこういうネットワーク環境だったら良いのに」とかと、そういう思いというのが出てきていると。

そうなりますと、どういうネットワーク環境で、あるいは端末である

ことが良いのかということをも地方公共団体ごとにそれぞれ考えて、選択していく形になるのだと思います。

国の方で想定しているのは、今、学習ログが各端末に残っていく形になっているのですが、先生が使っている校務端末とG I G A端末とのネットワークを繋いで学習の深度、進み具合を、各子どもたちの深度、あるいは学級ごとの深度、傾向、また、学校ごとの進み具合、傾向などが把握できる、可視化できるようにして、そのエビデンスに基づいて学校経営をして行くというようなことを国の方では想定しておりますので、そうした文部科学省の方で描いている構想と各学校でやりたい理想などを踏まえて、どのようなネットワーク環境、あるいはG I G A端末が良いかということをしつくり検討していただくための令和6年度の事業として、N e x t G I G A端末の更新計画の策定期間と捉えているものでございます

教育長

大井委員。

大井委員

端末を持ち込んで斡旋してくれるところは、たぶん仲介業者がいるわけですが、いわゆるソフトの立ち上げを含めて。それを全県まとめて同じ業者が扱うのはあり得ない訳ですから、市町村ごとに業者と契約するのが一番だと思いますよ。我々医療関係のレセプトもそうなのですが、いろいろな事業者がありまして、手数料が高いところから、安いところ、あるいは入替時にどーんと取ってくるところ等、いろいろあるのでその点は吟味した方が良いのかなという感じがするのと、小野委員がおっしゃったようなことはあるのだと思うのです。全体に同じものを国の方が準備してくれるのであれば簡単なのですが、そうなっているのかが気になります。

学校単位では既に生徒さんの学習したログが残って、たぶん先生の方には集まると思うのです。それを更に国の方に吸い上げるようにするつもりなのかどうかというところで、まず、吸い上げるシステムを国の方が持ってきてないのだとしたら、割ともっと先になるのではないかと思います。

次長

今は小学校1年生から3年生まで同じ端末を与えられているのです。とある県のある市の話なのですが、小学生に持たせているG I G A端末と中学生に持たせているG I G A端末はスペックが異なるものを持たせていたり、学習動画だとかコンテンツをスムーズに使えるように中学生はハイスペック機能を持たせていてと、違いを持たせていたりしますので、地域ごとに考え方と

いうのは出てくと思います。そうなってくと調達の方も変わって来ますので、その辺も含めて検討していきたいと思います。

教育長

端末の話とネットワークの話の両方なので、今、先生達が持っているパソコンのネットワークは子どもたちのタブレットと全く別のネットワークを使っている関係で、セキュリティーの問題で連携できない状況です。ただ文部科学省はそれをNext GIGAと一緒にするという方法を考えていますが、それをやる市町村としない市町村も出てきてしまうかもしれません。

どうしても市町村に判断が求められるだろうとは思いますが。

その他、何か質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

教育長

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第3号について承認いたします。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき報告第4号 事件の議案の作成に係る意見）

教育長

次に、「臨時代理事務報告第4号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見）」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料15ページをお開きいただきたいと思います。臨時代理事務報告第4号についてご説明を申し上げます。

これは、17ページに記載ございますように、令和5年度山王小学校校舎増築工事の変更契約に関する市議会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでありますが、教育委員会を招集する暇がなかったことから、16ページに記載のとおり、令和6年1月29日に臨時代理により異議がない旨、回答したので、報告するものです。

今回の変更契約につきましては、令和5年第4回定例会及び同年第9回定例会において臨時代理事務報告の承認をいただきました、令和5年度山王小学校校舎増築工事に係る請負契約の変更契約であります。19ページを願

います。

それでは、工事変更概要に基づきましてご説明いたします。1の件名、2の施工場所は、記載のとおりでございます。

3の工事期間は、令和5年4月1日から本年、令和6年3月22日までです。

4の工事等概要でございますが、ここには増築校舎の構造等の主なものを記載してございます。次のページをお願いします。

5の変更理由につきましては、設計・施工一括発注方式で発注していた本件校舎増築工事に係る設計内容及び仕様が確定したことに伴い増額変更をするものでございます。

続いて、6の変更概要でございます。ここには主な変更箇所を記載しております。

まず、(1)の渡り廊下の構造変更についてですが、渡り廊下の既存校舎の接続部における調査及び構造検討の結果、軽量鉄骨造による受注者仕様では、既存校舎の基礎が干渉し、建築することが困難なことから、干渉しない位置での建築が可能な鉄骨造に変更するものでございます。

次に、(2)の延床面積の変更ですが、受注者の製品規格による設計内容や渡り廊下の設計内容の確定により、当初の概略設計時の約1,364平方メートルから約1,484平方メートルに延床面積が変更になります。

次に、(3)のその他の変更ですが、まず、アの「防火サッシへの仕様変更」については、校庭内埋設の既設下水道管位置調査及び実施設計を進めたところ、仮設校舎の配置を既設下水道管に影響しない位置に変更する必要が生じたことから、当該下水道管よりも北側に配置することとした結果、仮設校舎と増築校舎との離隔を7メートル取ることとなり、増築校舎2階が建築基準法に抵触することとなったため、増築校舎2階南面のサッシ仕様を非防火サッシから防火サッシに変更するものです。

次に、イの「1階各室外部出入口のサッシ追加」及びウの「1階各室外部出入口への手すり付き階段の追加」については、緊急時において増築校舎1階各室から校庭へ速やかに移動できるよう、出入口及び段差解消用階段を追加するものです。

次に、エの「校舎外部監視カメラ配線の追加」については、令和6年度から実施を予定している既存校舎の長寿命化改良工事において監視カメラ設備の更新を行う予定であることから、今回の増築校舎の建築に当たり必要な配線工事を追加するものです。

次に、オの「スチール製ロッカーから木製ロッカーへの仕様変更」については、ロッカーの耐久性を考慮し、スチール製から木製のロッカーに仕様を変更するものです。

次に、カの「校務支援システム、G I G Aスクール用配線の仕様変更等」については、増築校舎におけるLAN配線について、既存校舎の配線と性能面での整合性をとるための仕様変更を行うとともに、今後の既存校舎の改修工事において配線切替等による学校活動への影響を最小限に抑えることができるよう、既存校舎と増築校舎の堺に配線を結ぶ接続盤の設置等を行うこととしたものです。

最後に、7の「現況写真」ですが、本年1月24日時点における増築校舎の状況を写真で表示しておりますのでご参照いただければと存じます。

それでは、お戻りいただき、18ページをご覧ください。

ただいま工事変更概要で申し上げました理由により、2の変更前契約金額である4億4,416万9千円から、3に記載しております設計変更による金額2,870万3千4百円を増額し、4の変更後契約金額4億7,287万2千4百円とするものでございます。

なお、1、契約の目的及び5の契約の相手方は、記載のとおりでございます。以上で、臨時代理事務報告第4号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

教育長

それでは質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号について承認いたします。

議案第3号 多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第3号「多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、資料の21ページをご覧くださいと思います。

議案第3号「多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。

こちらにつきましては、本日、担当係長が出席しておりますので、石山係

長より説明させていただきます。

担当係長

資料 2 1 ページの上から 3 行目をご覧くださいと思います。

多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものでございます。次のページをお願いいたします。

上から 3 行目、多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のとおり加える。委任、「第 3 条、この規則に関し必要な事項は、教育長が定める。」

続いて、「別表第 1 を次のように改める」といたしまして、改正後の別表第 1 を掲載しております。改める部分は後ほど資料で説明させていただきます。

資料 2 4 ページをお願いします。

資料の中段、「別表第 2 を次のように改める」といたしまして、改正後の別表第 2 を掲載させていただいております。資料 2 6 ページをお開きください。

こちらも中段ですが、「附則」といたしまして、「施行期日」ですが、「1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する」としております。

ただし、「適用関係」といたしまして、「2 この規則による改正後の多賀城市立学校の通学区域に関する規則別表第 1 中、多賀城市立山王小学校及び多賀城市立多賀城八幡小学校に関する規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入学する児童について適用し、同日前に入学する児童については、なお従前の例による。」としております。

また、中学校につきましても、「新規則別表第 2 中、多賀城市立第二中学校及び多賀城市立高崎中学校に関する規定は、令和 1 3 年 4 月 1 日以降に入学する生徒について適用し、同日前に入学する生徒については、なお従前の例による」とさせていただいています。

さらに、「4 前 2 項に定めるもののほか、新規則の適用に関して必要な事項は教育長が別に定める」としております。

詳細についてご説明いたしますので、2 8 ページをお願いします。議案第 3 号関係資料でございます。

1 の規則改正の趣旨、でございますが、これまでもご説明申し上げてきましたとおり、西部地区の児童数増加に対応するため、令和 3 年度から通学区域の適正化に関する検討を行ってきたところ、通学区域の変更を行うこととなりましたので、改正を行うものでございます。

2 の改正の内容でございますが、(1) にありますとおり、条文を追加させていただいております。これは、通学区域に関する規則に付随する必要な事項につきまして、例えば指定学校変更等の取扱いといった事項でございますが、こ

ちらについて教育長が定めるとしたためでございます。

次に、(2)の別表第1でございますが、今回、表を全部改正させていただきます。

概要といたしましては、アの多賀城市立山王小学校の通学区域のうち、「高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を削除するものでございます。

また、新田、山王、南宮、岩切につきましては、他の条例規則等と表現の整合を図るため、「大字」を付す表記に改正させていただきます。

続いて、イの多賀城市立城南小学校につきましては、山王小学校と同様、「大字」を付す表記に改正するものでございます。

ウの多賀城市立多賀城八幡小学校につきましては、通学区域に「大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を加えるものでございます。「大字高橋」については、現在の同表に記載がございましたが、他の通学区域と整合を図り、追加するというものでございます。

次に(3)別表第2でございますけれども、今回、別表第1と同様に、表を全部改正しております。

概要といたしましては、アにありますとおり、多賀城市立第二中学校の通学区域のうち、「高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を削除するものです。大字表記については、他の学校と同様の取扱いでございます。

イの多賀城市立高崎中学校につきましては、「大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を加えるものでございます。大字表記につきましては、他の学校と同様の取扱いでございます。

続いて、施行期日及び適用関係は、資料29ページに記載しておりますけれども、先に議案の方でご説明したとおりでございます。

これまでもご説明してまいりましたが、通学区域の変更に伴う激変緩和措置といたしまして、小学校においては、令和7年度から令和12年度まで、通学区域の変更対象地域の入学予定児童につきましては、保護者の申し出により山王小学校に通学することが可能となっております。

また、中学校につきましても、令和13年度から令和18年度まで、激変緩和措置により山王小学校を卒業した場合、本地域の入学予定生徒につきましては、保護者の申し出により第二中学校に通学することが可能となります。

この激変緩和措置の内容につきましては、別途、指定学校変更事務取扱要綱の中で改正することで対応してまいりたいと思っております。

次の資料30ページ以降につきましては、新旧対照表となりますので、参考で後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について、質疑がありましたらお願いします。
（「質疑なし」の声あり。）

教育長

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号について、ご異議ありませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり。）

教育長

異議がないものと認め、議案第3号について原案のとおり決定いたします。

日程第5 その他

教育長

次に、その他に入ります。それでは、各委員から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり。）

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。
これをもちまして、令和6年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時50分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐藤 良彦

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和6年3月21日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委員

印

委員

印